

公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程

平成19年4月1日  
規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の校舎（物品を含む。）及び校地（以下「施設等」という。）の保全と秩序の維持を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設管理者等)

第2条 本学の施設等の管理を適切に行わせるため、施設管理者を置く。

- 2 施設管理者は、事務局長とする。
- 3 施設管理者は、必要に応じて、補助者を指定することができる。

(施設管理者等の職務)

第3条 施設管理者又は補助者（以下「管理者等」という。）は、本学施設等について、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 秩序の維持に関すること。
- (2) 火災、盗難等の予防に関すること。
- (3) 大学敷地内の喫煙に関すること。
- (4) 清掃、整頓その他の衛生に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、設備の保全に必要な措置に関すること。

(許可を要する行為)

第4条 施設等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ施設管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 飲酒を行うこと。
  - (2) 本学での教育以外の目的をもって、室その他の設備を使用すること。
  - (3) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、又はこれらに類する行為をすること。
  - (4) ビラ、ポスターその他の文書図画を掲示すること。
  - (5) その他施設管理者が、許可の必要を認めるとき。
- 2 施設管理者は、本学の教育研究又は学内行事に支障がなく、施設等における秩序の維持及び適正な管理並びに災害の防止に支障がないと認めるときに限り、前項の許可をするものとする。この場合において、施設管理者は、必要な条件を付することができる。

(中止命令等)

第5条 管理者等は、本学内にある者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、その者が行い、若しくは行おうとする行為の中止又は退去を命ずることができる。

- (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を許可を受けないで行い、若しくは行おうとする者又は同条の規定による許可を受けた行為を許可の内容と相違して行っている者若しくは許可に付けた条件に反して行っている者
- (2) 職員及び学生に面会を強要する者
- (3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (4) 建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (5) テント、縄張、くいその他のこれらに類する物を設置し、又は設置しようとする者
- (6) 携帯用拡声器を使用し、放歌高唱し、その他の静穏を害する行為をしている者
- (7) 旗、幕、プラカードその他のこれらに類する物を掲げている者
- (8) 本学教育に関係のない文書図画の配布をしている者
- (9) 座込み、立ちふさがり、ねり歩きその他の通行の妨害となる行為をしている者
- (10) 本学の教育及び職員の職務を妨害する者
- (11) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りをする者
- (12) たき火等火災予防上危険な行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

- (13) 大学敷地内で喫煙をし、又は喫煙を行おうとする者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等における適正な管理又は災害の防止に支障ある行為をする者  
(管理者等の指示)

第6条 本学施設等に立ち入り、若しくは施設等を使用する者又は施設等に文書図画を掲示した者は、管理者等の指示に従わなければならない。  
(撤去命令)

第7条 管理者等は、施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、次に掲げる物の所有者若しくは占有者又はその物の設置等をした者（以下「所有者等」という。）にその物の撤去を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けないで、又は同項の許可の内容と相違して、若しくは同条第2項の規定により付けられた条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画
- (2) 施設等に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- (3) 施設等に設置されたテント、縄張、くいその他のこれらに類する物
- (4) 庁舎等に掲げられた旗、幕、プラカードその他のこれらに類する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理又は災害防止に支障のある物

2 管理者等は、前項各号に掲げる物の所有者等が同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

3 前項の撤去をした場合において、撤去に要した費用は、所有者等の負担とする。  
(盗難及び拾得物の届出)

第8条 施設等において盗難にあった者は、その旨を、金銭又は物品を拾得した者は、その金銭又は物品を、施設管理者に届出なければならない。  
(損害賠償)

第9条 故意又は重大な過失により、施設等を損傷し、又は汚損した者は、理事長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

第10条 この規程において定める様式は、次のとおりとする。

- (1) 許可申請書（様式第1号）
- (2) 許可書（様式第2号）
- (3) 盗難届（様式第3号）
- (4) 遺失物拾得届（様式第4号）

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

許 可 申 請 書

施設管理者 殿

申請者 住所  
氏名

印

公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程第 4 条第 1 項の規定により、下記の行為について許可を受けたいので申請します。

記

- 1 行為の目的
- 2 場 所
- 3 期 間 ( 年 月 日から 年 月 日  
 ( 時 分から 時 分)
- 4 人数又は数量
- 5 そ の 他

※注意 施設管理者が指示する見本、図画、その他必要な書類等を添付又は提示すること。

年 月 日

許 可 書

殿

施設管理者

Ⓜ

年 月 日付で申請のあったことについては、公立大学法人宮崎公立大学  
施設管理規程第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 許可行為

2 許可場所

3 期 間 年 月 日から 年 月 日  
( 時 分から 時 分)

4 許可条件

年 月 日

盗 難 届

施設管理者 殿

届出者 住所  
氏名

印

下記のとおり盗難がありましたので、公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程第8条の規定により届出します。

記

1 被害者  
住所 (所属)  
氏名

2 被害日時  
年 月 日 午前・午後 時 分ごろ

3 被害場所

4 被害金品

5 被害状況

6 参考事項

年 月 日

遺 失 物 拾 得 届

施設管理者 殿

届出者 住所  
氏名

印

下記のとおり遺失物を拾得しましたので、公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程第 8 条の規定により届出します。

記

1 拾得日時

年 月 日午前・午後 時 分ごろ

2 拾得場所

3 拾得物品

4 拾得者  
住所  
氏名

5 参考事項